四まで、一一〇六〇の二、一一〇六〇の三、一一〇六〇の四、一一〇六〇の五、一一〇六〇の六、一一〇六六の二、一一〇六六の三、一一〇六七の一、一一〇六七の二、一一〇六七の三から一一〇八一まで、一一〇八二の二、一一〇八二の三から一一〇八八まで、一一〇九〇から一一一〇八まで、一一一〇九七の一、一一一〇九九の一、一一一一三から一一一一六まで、一一一一五の二、一一一一五の三から一一一一八まで、一一一一三七、一一一一三八の一から一一一一三八の三まで、一一一一三九、一一一一四〇の一、一一一一四〇の六、一一一一四一の一、一一一一四一の二、一一一一四三、一一一一四四の一、一一一一四四の二、一一一一四五から一一一一四八まで、一一一一四九の一、一一一一四九の二、一一一一五〇から一一一一五八まで、一一一一〇〇の一、一一一一〇〇の二、一一一一〇一、一一一一〇一の二、一一一一〇三の一、一一一一〇四の一、一一一一〇四の二、一一一一〇五の一、一一一一〇五の二、一一一一〇六、一一一一〇六の二、一一一一〇八の一、一一一一〇八の二、一一一一〇八の三、一一一一〇、一一一一一の一から一一一一一の三まで、一一一一一一、一一一一一一の一、一一一一一一の二、一一一一一一の三、一一一一一一四の一から一一一一一四の三まで、一一一一一一四の子、一一一一一四の丑、一一一一一五から一一一一一〇まで、一一一一一〇の一、一一一一一〇の子、一一一一一五の一、一一一一一六から一一一一一一まで、一一一一一八の子、一一一一四三、一一一一六〇、一一一一六〇の子、一一一一六三、一一一一六四の一、一一一一六五、一一一一六六、一一一一七四の一、一一一一七四の子

○農林水産省告示第百八十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月十六日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月一日

農林水産大臣　吉本　有二

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が3年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第103132号	配合肥料	新東被覆窒素入り複合317	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番1
生第103185号	混合堆肥複合肥料	ナイトソイル	株式会社信恵アグリ事業	広島県三次市吉舎町丸田213番地3
生第103186号	液状複合肥料	AS－LR1613（TM－B1）	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第103188号	化成肥料	苦土有機入り化成E12号	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目5番4号
生第103190号	化成肥料	ひびき－26	西日本興産株式会社	大阪府大阪市東成区大今里四丁目23番18号
生第103191号	化成肥料	川口エクセレントペレット	川口肥料株式会社	静岡県掛川市三俣902番地
生第103197号	液状複合肥料	有機入り複合液肥6号	有限会社日本医薬品開発研究所	北海道勇払郡むかわ町花園3丁目25番地
生第103198号	化成肥料	ジオトレーナー	ロイヤル　インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町1丁目15番19号
生第103201号	配合肥料	くみあい苦土尿素入り複合硝加燐安S555－1	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地
生第103204号	化成肥料	苦土入り複合肥料275号	朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第103207号	化成肥料	東西野菜専用化成キープ480	東西肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町港町1番地の2
生第103209号	化成肥料	普通化成F888	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町2番地12
生第103215号	加工りん酸肥料	30苦土重焼燐3号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番1号
生第103217号	液状複合肥料	腐植酸液状複合肥料NK18号	デンカ株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
生第103218号	硫黄及びその化合物	硫黄資材	エコアグロサービス株式会社	富山県高岡市石堤3661番地
生第103220号	液状複合肥料	ALK液肥特3号	味の素株式会社	東京都中央区京橋一丁目15番1号
生第103221号	混合窒素肥料	ロング芽出し	岩田産業株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目2番11号
生第103228号	工業汚泥肥料	ひがなが1号	長崎市上下水道局	長崎県長崎市桜町6番3号
生第103231号	汚泥発酵肥料	米の花	有限会社野口	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷892番地45
輸第103192号	副産複合肥料	パームアッシュ35　粉状	株式会社横浜グリーン	神奈川県横浜市中区不老町一丁目1番5号
輸第103194号	副産複合肥料	パームアッシュ30　粒状	株式会社横浜グリーン	神奈川県横浜市中区不老町一丁目1番5号
輸第103199号	液状窒素肥料	Cool Pro N3（クールプロN3）	株式会社アクションコーポレーション	東京都中央区日本橋室町二丁目1番12号
輸第103200号	液状窒素肥料	Warm Pro N4（ウォームプロN4）	株式会社アクションコーポレーション	東京都中央区日本橋室町二丁目1番12号
輸第103202号	液状複合肥料	ヨーロピアンカープ（鯉太郎）	株式会社アクションコーポレーション	東京都中央区新富一丁目18番12号
輸第103203号	化成肥料	有機入り硝酸化成10－22－10＋3.0＋0.4＋0.4	赤城物産株式会社	東京都世田谷区経堂三丁目8番11号

11　指定の目的　土砂の流出の防備

12　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をするときができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市字山鳥沢亥丙三、字大平亥丙六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をするときができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）